

令和2年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和2年5月8日

5月8日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成31年度・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏		
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫	
9番	海	老	澤	武	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鶴	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員は2名、その氏名は下記のとおり

10番	富	澤	克	彦	16番	高	木	甚	一
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	班	長	滑	川	典	文	
主査	高	橋	亮	太	郎	主	事	大	崎	隼	矢

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、17名です。

欠席委員は、10番 富澤克彦委員、16番 高木甚一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 遠藤 宏委員、14番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第1号 平成31年度・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから11ページです。

これは、毎年1回、お諮りしている議案です。

国からの通知によりまして、「農業委員会は、毎年度、当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと、また、それを踏まえて、次年度の活動計画を作成すること」が国からの通知で決められています。

平成31年度・令和元年度の活動につきましては、昨年6月の総会において活動計画が決定されまして、それに基づいて、種々活動をしてまいりました。

その平成31年度・令和元年度の活動の点検・評価の案、これが資料の1ページから8ページまでになります。

また、これらを踏まえての令和2年度の活動計画案が、それに続く資料の9ページから11ページになります。

いずれも、国から示された統一様式・項目に沿った形で記載されております。

今後の事務スケジュールといたしましては、本日の総会で承認・決定を得たのちに、これらについての地域の農業者等から意見や要望を募集するために速やかに本案を公表します。

公表の期間は30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載、および事務局の窓口への備付けによります。

そして、そのあいだに寄せられた意見・要望について整理をして、30日間の公表の関係上になりますが、7月の農業委員会総会にお諮りをしたいと思います。

そこで決定されたものが最終的に平成31年度・令和元年度活動の点検・評価、また令和2年度活動計画と、このようになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは12ページから15ページで、整理番号は1番から6番までです。

整理番号1番は、祖父・孫間による使用貸借権の設定です。

整理番号2・3・5・6番は、譲渡人が農地を処分したいため、譲受人に売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、4月27日、月曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利

取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。伊東推進委員には連絡してあります。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給していますが、これまで使用貸借を受けてきた譲渡人の子が死亡したため、孫に使用貸借権を設定するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は〇〇に住んでいるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号3番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人は営農型の太陽光発電施設を計画しており有効活用したい考えがあり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、同じく五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの、農業経営を行っておらず、また香取市内には本申告地一筆のみの所有であるため農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所

有権移転の協議が整ったものです。

なお、譲受人は酪農の経営をしており飼料用のとうもろこしの栽培を計画しております。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番、6番の2件について、12番 高松多可史委員。

1 2番高松委員 整理番号5番、6番については、山田推進委員と電話連絡してあります。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号6番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告をおわります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、16 ページで整理番号は1番および2番です。

整理番号1番および2番については、砂利採取事業の期間延長に伴う砂利採取用地および砂利搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、2件であります。

整理番号1番・2番について書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番、2番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明します。

鈴木推進委員には電話で連絡しております。

場所については、〇〇〇〇を上がって行きますと、そこから〇〇メートル位行った所です。

〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ側です。

以上、調査報告を終わります。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。吉野推進委員には電話にて現地説明をしました。

場所は、〇〇から〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇と〇〇入口〇〇の中間の右側です。

この申請は、譲受人は主に〇〇〇を生産する農家ですが、昨年的大型台風により、農作業用の休憩所が被害を受け使用できなくなり、また日ごろより農作業用駐車場が不足しているため、農作業場に近接する申請地に新たに農作業用休憩所および駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はありません。

雨水は、敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水はありません。

また、柵渠を設け隣接農地への土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇に向かい〇〇〇〇〇と交差する手前左側に元の〇〇〇〇事務所がありました。その隣接地になります。

この申請は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇〇などを営む法人ですが、都市計画法の用途地域内にあり、住居地としての需要が見込める申請地を宅地分譲地とする計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はありません。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ流します。

また、コンクリートブロックを設け、隣接農地への土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明しま

に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、取下げのあった整理番号3番を除く、議案第4号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第2次農用地利用集積計画は、ページは20ページから114ページで、整理番号1番から206番です。

所有権移転が10件、36,098㎡で、このうち田が15,777㎡、畑が20,321㎡です。

次に、使用貸借権設定の再設定が1件、畑で314㎡です。

次に、賃借権設定の新規が8件、33,859㎡で、このうち田が31,770㎡、畑が2,089㎡です。

次に、再設定4件、17,578㎡、このうち田が11,717㎡、畑が5,861㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、使用貸借権設定の新規が6件、14,952㎡、すべて田です。

次に、賃借権設定の新規が177件、782,910.7㎡、このうち田が664,825㎡、畑が118,085.7㎡です。

以上206件の第2次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは115ページから193ページで、整理番号は1番から136番です。

使用貸借権設定の新規1件、田で14,952㎡です。

賃借権設定の新規135件、782,910.7㎡、このうち田が664,825㎡、畑が118,085.7㎡です。

以上、136件の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案6号 整理番号27番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号27番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号27番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 整理番号45番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号45番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号45番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 整理番号74番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号74番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号の整理番号74番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 整理番号98番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号98番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号98番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の整理番号27番、45番、74番、98番を除く132件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の27番、45番、74番、98番を除く、132件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の27番、45番、74番、98番を除く、132件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定により許可処分取消願いの提出があったので、県への通知について審議を求める。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、194ページで整理番号は1番です。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、17ページの議案第4号整理番号1番にて、改めて権利の内容を所有権移転として申請したものであります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願は1件であります。

案件については、書類および写真等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1 番林委員 整理番号 1 番について、説明します。

本件は、令和 2 年 1 月 21 日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものでありますが、権利内容が所有権の移転であるところ、地上権の設定と認識誤りをして申請したため、取消しをするものです。

また、今回改めて農地法第 5 条による申請がされております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、取消相当として進達することに決定いたします。

◎日程第 8 議案第 8 号

議 長 日程第 8 議案第 8 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第 8 号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による意見について審議を求める。令和 2 年 5 月 8 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明いたします。

ページは、195 ページから 203 ページで、整理番号は 1 番から 7 番です。

整理番号 1 番から 3 番、5 番から 7 番は、農振農用地区域からの除外申請、整理番号 4 番は、編入申請であります。

整理番号 1 番、事業計画は植林用地です。

申請地の農地区分は、第 2 種農地であります。

整理番号 2 番、事業計画は専用住宅用地です。

作のできない申請地において、農振除外をし、植林にする転用計画をしたものです。

また、申請者は隣接地において林地開発を行っておりますが、申請地では植林をするのみで、工作物等の設置はありません。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

吉野推進委員には電話にて現地を説明しました。

申請地は、元の〇〇〇〇〇から東へ〇〇メートルほどの所です。

申請者は、現在住居の建て替えを検討しておりますが、現住居地に工事車両等の進入が困難であるため、現住居から近い申請地において農振除外し、新たに専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、高木推進委員には電話にて説明しております。

場所は、〇〇〇〇〇より〇へ〇〇キロ位行った所であり、〇〇〇の〇〇〇〇〇の〇側にある所です。

申請者は、市内で〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を経営しておりますが、〇〇〇で取り扱う〇〇〇〇が足りないため、〇〇〇の隣接地である申請地を農振除外し、〇〇〇にする転用計画をしたものです。

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件については、12番 高松多可史委員。

1 2番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

山田推進委員には、電話にて連絡してあります。

申請者は、香取市ですが〇〇〇〇いの水田地域において、令和4年より農振農用地を対象

なお、隣接農地所有者の同意もあり、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号についての意見は、「問題なし」とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号についての意見は、「問題なし」とすることと決定いたします。

◎日程第9 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

◎日程第10 報告第2号

事務局班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和2年5月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は30件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人